

H 2 7 . 3 . 9

原 議 長 期 保 存

群 捜 一 第 7 3 号

平成 2 6 年 3 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の解釈について
(通達)

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号。以下「法」という。)、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令(平成25年政令第49号。以下「令」という。)、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則(平成25年国家公安委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示(平成25年国家公安委員会告示第6号。以下「告示」という。)及び現行の死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号。以下「旧規則」という。)の全部を改正する死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号。以下「改正規則」という。)これら法、令、施行規則及び告示(以下「法等」という。)並びに改正規則の解釈は次のとおりであるので、誤りのないよう運用されたい。

記

第1 法等の解釈

1 法の解釈

(1) 目的(第1条関係)

法は、死体の死因又は身元を明らかにすることによって、災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼす事象による被害の拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること等を目的として規定している。

法における「死因」とは、「一酸化炭素中毒死」、「溺死」のように直接に死亡の原因となった死因だけでなくその背景や原因を含む概念であるが、あくまでも警察の所掌事務の範囲内で明らかにするものであるので、警察として被害の拡大・再発防止措置を講ずる必要があるかどうか(当然、犯罪に起因する死でないことを確認することも含まれる。)を判断することができる程度まで明らかにできれば足り、例えば、病死であることが判明すれば、具体的な病名まで明らかにする必要はない」と解される。公衆衛生の向上に資することも目的の一つとして規定されているが、これは法第7条第2項で解剖の実施によって得られた医学的知見を公衆衛生の向上

等に活用することができる旨規定されており、結果としてそうなることを表したものである。したがって、本法により、警察が公衆衛生の観点から死因を明らかにすることまで求められているものではない。

(2) 礼意の保持（第2条関係）

「礼意を失わないように」とは、死体を取り扱うに当たって、黙礼、場合によつては合掌するのももちろんのこと、死体を移動したり、解剖に付する場合、又はその後に安置する場合においても、取扱いや場所の選定に十分配意することをいう。

なお、死亡者の信仰している宗派が判明している場合には、これにも可能な限り配慮する必要がある。

(3) 遺族等への配慮（第3条関係）

「適切な配慮」とは、警察官にとっては、死体を取り扱う機会は日常茶飯事であつても、遺族にとっては、親族が亡くなることは非日常的な事態であり、精神的に大きなショックを受けているということを十分に念頭に置いて対応することや死亡者がなぜ亡くなったのか知りたいという想いに可能な限り丁寧に応えることを意味する。

(4) 死体発見時の調査等（第4条関係）

第1項の「死体を取り扱うことが適當と認められる警察署の警察署長」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第53条において、警察署長は管轄区域内における事務を処理することとされていることから、原則として、死体の所在地を管轄する警察署の警察署長となる。ただし、死亡者が他の警察署の管轄区域内から病院に救急搬送後死亡した場合等、死体の所在地を管轄する警察署において取り扱うことが必ずしも適當でない場合にはこの限りでない。

第2項の「調査」の対象は、「死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体を除く。）」とされている。これは、犯罪行為により死亡したと認められる死体については、犯罪捜査の手続として検証又は実況見分が実施され、変死体については刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条に基づく検視が実施されることとなるためである。

「調査」の内容としては、

- ・ 死体の外表からの調査
- ・ 死体の発見された場所の調査
- ・ 遺族、同居人等の関係者に対する発見時の状況、生前の死者の言動等に関する質問
- ・ 所持品の調査
- ・ 既往症の調査

等が想定され、死体に対する侵襲行為を伴うものは含まれない。

調査に当たっては、死体の発見された場所の状況、死体の人相、全身の形状、特異な外表所見、着衣、所持品等の写真撮影等を行い、これを記録しておかなければならぬ。また、これに加えて、所持品等から直ちに身元を明らかにすることができない場合には、指紋及び掌紋を採取し、警察庁刑事局犯罪鑑識官に対する身元照会を依頼するとともに、傷痕、いれずみ等特徴のある身体の部位、歯牙の形状等を記

録し、事後の身元確認に備えておかなければならない。

なお、第2項の調査は、第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体が対象とされているところ、「第1項の規定による報告」については、法の施行を前提としていることから、法の施行前に報告を受けた死体については、第2項の適用を受けず、旧規則によることとなる。一方、「死体に関する法令に基づく届出」については、法の施行を前提とはしていないが、法の施行前に報告を受けた死体の取扱いと、法の施行前に死体に関する法令に基づく届出を受けた死体の取扱いとを異にする必要はないことから、これらの死体についても、第2項は適用しないこととし、旧規則によることとする。これは第4条第2項以外の規定についても同様であり、法の施行前に警察が認知した死体については、法の適用を受けないことに留意されたい。

(5) 検査（第5条関係）

第1項の「犯罪検査の手続が行われる死体」とは、犯罪行為により死亡した嫌疑が認められた死体をいう（検視又は法第4条第2項の調査の結果、犯罪の嫌疑が認められたものも含まれる。）。これらの死体については、刑事訴訟法の規定が適用されることから、第5条に基づく検査は実施することができない。

「死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるとき」とは、法第4条に基づく調査又は刑事訴訟法第229条に基づく検視を実施しても、死体の外表からの観察のみでは死因が明らかにならず、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを判断するために、体内の状況を調べる必要がある場合をいう。

「必要な限度において」とは、「死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるとき」であっても、令第1条の各号に掲げられた検査の中から真に必要な検査のみを選択して行うとともに、死体から血液等の資料を採取するに当たっては、死体の侵襲の程度を最小限にとどめ、検査に必要な量に限つて採取することをいう。

法第5条に基づく検査は、医師に行わせることとされており、その検査の内容については、令第1条において定められている。また、これらの検査のうち、「専門的知識及び技能を要しない検査であって政令で定めるもの」については、警察官にも行わせることが可能であり、これは令第2条において定められている。

なお、検査の実施状況、結果等については、必要に応じて写真撮影等を行っておかなければならない。

第3項は、死体を外表から調べる処分である検視の前に、死体に対する侵襲行為を伴う検査や、死体の体内の状況を観察する死亡時画像診断を実施することはできないという旨を確認的に規定したものである。

(6) 解剖（第6条関係）

第1項の「特に必要があると認めるとき」とは、解剖を実施しなければ、その死因が、災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであるか否か明らかにすることができない場合をいう。通常は検視又は法第4条の調査の後に法第5条の検査を実施してもなお死因が明らかでない場合に行なうことが想定されるが、解剖の

前提として、検査の実施は必須とはされていないことから、検査を実施することなく解剖を行う場合も考えられる。

解剖の実施に当たり、遺族の承諾は要件とされていないが、第2項において義務付けられている遺族への事前説明に際しては、法に基づき実施した措置の内容及びその結果を含めて丁寧な説明を行い、解剖の必要性について理解を得られるよう努めなければならない。

遺族への説明が不要である場合として、①「遺族がないとき」、②「遺族の所在が不明であるとき」、③「遺族への説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるとき」が定められているが、具体的には、

① 死者が天涯孤独の身にある者であったとき

② 死者の身元が明らかでないとき

③ 遺族がいることは判明しているものの、直ちに遺族と連絡がつかない状態にあり、このまま遺族と連絡を取ることに時間を要すれば、更なる被害の拡大を招くことが予想されるとき

等がそれぞれ該当する。

なお、ここでいう「遺族」とは、一般的に配偶者及び2親等以内の血族の者をいい、遺族以外の同居人や内縁者については、必ずしも説明を行うべき対象とはされていないが、個別具体的な事情によって柔軟に検討するべきである。

(7) 守秘義務（第7条関係）

第1項の「秘密」には、死者の同居人や家族等の個人に関する情報が該当し、第2項に規定するとおり、解剖の実施に関する事務によって得られた医学的知見は含まれない。

(8) 身元を明らかにするための措置（第8条関係）

第1項の「必要があると認めるとき」とは、遺族等による容貌からの確認、所持品の調査、指紋及び掌紋の照会、歯科所見の照合等、死体に対する侵襲行為を伴わない方法では身元を明らかにすることができない場合をいい、死体が高度に腐乱している場合等が想定される。ただし、災害等により同時に多数の死体を取り扱う場合においては、容貌等から一応の身元確認がなされている死体であっても、後日改めて確認することができるよう、爪等の組織の一部を採取しておくことができると解される。

「必要な限度において」とは、法第5条の解釈と同様、「身元を明らかにするために必要があると認めるとき」であっても、第8条に規定された措置のうち真に必要な措置のみを最小限の侵襲の程度にとどめて行うとともに、組織の一部を採取するに当たっては、その後の鑑定に最も適した資料を鑑定に必要な量に限って採取することをいう。

「血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し」とは、DNA型の鑑定のために必要な資料を採取することをいい、具体的には、注射器により穿刺して血液を採取すること、歯牙を抜去すること、骨を削ること等が想定される。「人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開する」とは、体内に植え込まれた心臓ペースメーカー等の医療機器の製造番号を追跡す

ることが身元確認に有効であり、体内から医療機器を摘出するために、メス等を用いて死体を切開することをいう。

第2項において、これらの措置は医師又は歯科医師に行わせることとされているが、簡易なものは警察官に行わせることができることとされており、注射器を用いた「血液の採取」、爪切り等を用いた「爪の切除」及び令第3条に規定するピンセットを用いるなどした「毛髪の抜取り」がこれに当たる。

(9) 関係行政機関への通報（第9条関係）

「必要があると認めるとき」とは、死因が伝染病や製品事故によるものである場合等、他の行政機関において何らかの措置を緊急に講ずる必要がある場合をいう。したがって、通報の手段・方法について特段の定めはないが、法の趣旨に反することのないよう、速やかに通報することが求められる。

「関係行政機関」としては、保健所、消防、児童相談所等が想定される。

(10) 死体の引渡し（第10条関係）

第1項の「死体を引き渡すことが適當と認められる者」とは、死亡者の同居人、知人等、当該死体の埋火葬等の手続を適切に行うことができる者をいう。これは、第一義的に死体を引き渡すべき遺族に引き渡すことができない場合であっても、他に「死体を引き渡すことが適當と認められる者」がいる場合には、市区町村長ではなく、これらの者に引き渡すことができる旨を定めたものである。

「死因その他参考となるべき事項」とは、死に至る背景や原因を含む死因のほか、

- ・ 血液検査、尿検査、死亡時画像診断等の法第5条の検査の結果
- ・ 解剖所見
- ・ 死亡者の死因と同種の事案によって遺族が被害を受けるおそれがあるか否か、あるとした場合の対処方法

等が想定される。遺族等に対する説明は、法の目的である「遺族等の不安の緩和又は解消」に資するものであり、これを行うに当たっては遺族等の心情に十分配慮しなければならないが、具体的留意事項については別途指示する。

なお、旧規則においては、死産児の引渡しについて別に規定が置かれていたが、今後は、死産児についても「取扱死体」に該当するものであれば、法第10条に基づき引き渡すこととなる。

2 施行令の解釈

(1) 取扱死体の死因を明らかにするための検査（第1条関係）

警察署長が医師に行わせる検査を規定したものである。

第1号の「体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認」とは、くも膜下出血、胸腔内出血、腹腔内出血等の疑いや、胸水や腹水が溜まっていること等を確認するために、注射器を用いて

- ・ 後頭窩穿刺により、脳脊髄液を採取し、出血の有無を確認する検査
- ・ 胸腔穿刺又は腹腔穿刺により、胸水又は腹水を採取し、出血の有無又はこれらの体液の貯留量を確認する検査

をいう。

第2号の「心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認」とは、低体温症の疑いを確認するために、注射器を用いて心臓内の左右心室に穿刺することにより、それぞれの心室に貯留する血液を採取し、当該血液の色の差異を確認する検査をいう。

第3号の「体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他の人の生命又は身体を害するおそれがある物に係る検査」とは、体外から摂取された有害物質の有無を確認するために、注射器により採取した血液、カテーテルにより採取した尿若しくは胃の内容物又は綿棒により採取した口腔内若しくは鼻腔内の粘液等を用いて、薬物、毒物、病原体等を検出する検査をいい、具体的には、

- ・ 睡眠薬、向精神薬、覚醒剤、麻薬等に関する検査
- ・ アルコール濃度検査
- ・ 毒物（農薬・シアン・有毒ガス等）に関する検査
- ・ インフルエンザウイルス又はRSウイルスに関する検査

等がこれに該当する。

第4号の「体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量が変化する性質を有する物質に係る検査」とは、注射器により採取した血液又はカテーテルにより採取した尿を用いて、体内にある特定の物質を検出する検査をいい、具体的には、

- ・ 心筋障害の疑い（心筋トロポニンTの有無）に関する検査
- ・ 細菌性感染症の疑い（プロカルシトニンの有無）に関する検査
- ・ 尿糖値に関する検査

等がこれに該当する。

第5号の「死亡時画像診断」とは、CT、MRI、内視鏡等の医療機器を使用し、死体の体内を撮影することにより、骨折の有無、体液の貯留、病変等を確認する検査をいう。

第6号の「前号に掲げるもののほか、内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認」とは、内視鏡や喉頭鏡（いずれも撮影できないものに限る。）を口から挿入し、喉頭、食道又は気道における出血、誤嚥物等の異状の有無等を確認する検査をいう。

(2) 専門的知識及び技能を要しない検査（第2条関係）

専門的知識及び技能を要しないということと、犯罪死の見逃し防止及び他者への被害の拡大防止のため、特に早急に実施するべきという観点から、警察官に単独で行わせができるものとして、第1条各号に掲げる検査のうち第3号に掲げる検査を定めたものである。

「通常死体を傷つけることがない方法により体液、尿その他の物を採取し」とは、カテーテルを用いて尿又は胃の内容物を採取することや、綿棒を用いて口腔内又は鼻腔内の粘液を採取することが想定され、注射器を用いて死体に穿刺することにより血液を採取する行為は含まれない。「国家公安委員会規則で定める簡易な器具」については、施行規則第2条に「体内から体液、尿その他の物を採取した場所にお

いて、単純な操作で速やかに薬物等を検出することができる器具」と規定されている。

なお、令第2条で定める検査を警察官に行わせるに当たっては、カテーテルを用いて尿を採取する方法や簡易な器具を用いて行う検査の手順等について、あらかじめ十分な教養を行っておかなければならない。

(3) 組織の採取の程度が軽微な措置（第3条関係）

身元を明らかにするために警察官に行わせることができる措置として、法第8条第2項に規定する血液の採取及び爪の切除に加え、組織の採取の程度が軽微な措置として「毛髪の抜取り」を定めたものであり、具体的には、ピンセットを用いるなどして死体の毛髪を抜き取ることをいう。

3 施行規則の解釈

(1) 死体調査等記録書の作成（第1条関係）

死体調査等記録書は、法に基づく措置を実施した場合において、死体1体につき1通を作成することとし、当該死体について法に基づき実施した措置及びその結果等、取扱いの流れを記録するものである。なお、刑事訴訟法に基づく検視を実施した後に、検査や解剖等の法に基づく措置を実施した場合には、検視調書を作成するとともに、死体調査等記録書を作成することとなる。

(2) 簡易な器具（第2条関係）

令第2条において定められた警察官が実施することができる検査に用いる簡易な器具を定めたものであり、具体的には、死体から採取した尿や唾液を試薬に滴下等するだけで、現場において速やかに結果を得ることができる簡易検査キット等が該当する。

(3) 関係行政機関に対する通報事項（第3条関係）

第1項は、法第9条の規定により通報を行う場合において、通報すべき具体的な事項を定めたものである。

「通報する必要があると認めた理由」とは、死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであり、通報先の行政機関において、被害の再発及び拡大の防止措置を至急講ずる必要があると判断した理由をいう。

「その他参考となるべき事項」としては、例えば、死因が感染症によるものであることが疑われる場合であって、死亡者に直近の海外渡航歴があることが判明しているときには、渡航先、利用した航空機等が想定される。

4 告示の解釈

(1) 第1号関係

「施設」とは解剖室のことを、「機械器具」とは解剖を実施するために必要な解剖台、メス等の手術用器具、摘出した臓器の大きさを測定し、又は重さを量るための計量器具等をいう。法第6条に基づく解剖は、同種被害の拡大及び再発の防止等という法の目的に鑑みると、可能な限り迅速に実施し、死因を明らかにすることが望ましい。したがって、「確保されていること」とは、必ずしも委託先の法人等自体が所有している必要はないものの、解剖の必要性が生じたその時に速やかに解剖を実施することができるよう施設及び機械器具を用意することができ

ることが必要である。

(2) 第2号関係

「解剖に関し相当の学識技能を有する医師」には、医師のうち、死体解剖保存法第2条第1号に基づく認定を受けた者、解剖学、病理学又は法医学の教授又は準教授、死体解剖保存法第8条に基づく監察医、現に司法解剖の嘱託を受けている者等が該当する。「確保されていること」とは、1と同様の理由により、必ずしも委託先の法人等において常勤している必要はないものの、解剖の必要性が生じたその時に速やかに解剖を実施することのできる体制が整えられていることが必要である。

(3) 第3号関係

解剖は、第2号において確保されている医師が実施する必要がある。ただし、助手等に解剖の補助を行わせることは差し支えない。

(4) 第4号関係

「解剖の実施に関する事務によって得られた情報」には、解剖の結果を記した記録や死亡者及び遺族等の個人に関する情報等が含まれる。「適切に整理保管される」とは、法第7条第1項において、解剖の実施に関する事務に関して知り得た秘密についての守秘義務が設けられていることを踏まえ、当該事務に関係のない第三者が容易に閲覧・入手することができないような状態で、管理されていることをいう。

第2 改正規則の解釈

1 領事機関への通報（第2条関係）

領事関係に関するウィーン条約（昭和58年条約第14号）第37条(a)に基づく通報義務を確認的に明らかにしたものであり、犯罪行為により死亡したと認められる死体、変死体又はそれ以外の死体のいずれであるかにかかわらず、死亡者が国籍を有していた国が判明した時点で、迅速に、当該国の領事機関に通報しなければならない。

2 指紋及び掌紋による身元照会（第3条関係）

法第5条第1項に規定する取扱死体を対象として、行政的な目的で行う指紋及び掌紋による身元照会の手続を定めたものであり、旧規則第7条に相当する。犯罪捜査の目的で行う照会は、従前どおり、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）に基づき実施することとなる。

3 DNA型記録による身元照会（第4条関係）

取扱死体の組織の一部を使用して行うDNA型記録による身元照会の手続について定めたものであり、法の制定を受けて新たに設けた条項である。取扱死体の組織の一部の採取方法については、法第8条第1項の身元を明らかにするための措置による場合と、それ以外の方法による場合（白骨化した死体から骨を拾う場合等）とがある。指紋及び掌紋による身元照会と同様、目的により根拠法令が異なり、犯罪捜査の目的で行う照会は、従前どおり、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）に基づき実施することとなる。

なお、採取した取扱死体の組織の一部を利用して身元確認を行う方法は、改正規

則第4条の規定による被疑者DNA型記録との対照に限られるものではないことから、必要に応じて、遺族と思料される者から、死亡者と思料される者又はその血縁関係にある者の資料の提供を受け、そのDNA型鑑定の結果と対照（親子鑑定等）することについても検討するなど、事案ごとに最も有効と考えられる方法を選択するべきである。

4 死体の引渡し（第5条関係）

死体の引渡しについては、従前、旧規則第8条第1項に警察が取り扱う全ての死体を対象として規定が設けられていたが、法第10条に取扱死体の引渡しに関する手続が規定されたことから、これに準じて、取扱死体以外の死体の引渡しに関する手続を定めたものである。ただし、取扱死体以外の死体、つまり犯罪捜査の手續が行われる死体を対象としていることから、引渡しについては、司法解剖等死体からの証拠収集が既に終了し、死体を引き渡したとしても「その後の犯罪捜査に支障がないと認められる場合」に行うこととし、死因等の説明についても、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、「その後の犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内」で行うこととなる。

5 書面の徵取（第6条関係）

法第10条又は改正規則第5条に基づく引渡しを行った際に、引取者の氏名、引き渡した所持品等を記載した「死体及び所持品引取書」を引取者から徵取しておくことを定めたものであり、旧規則第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項に相当する。

なお、法においては、死産児についても法第10条に基づき引渡しを行うものとされたことから、旧規則第10条第2項に規定する「死産児及び付属品引取書」については、これを廃止し、「死体及び所持品引取書」に統合することとした。

6 本籍等の不明な死体に係る報告（第7条関係）

戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条第1項において「死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識することができない場合」、つまり死亡者の身元が明らかでない場合において、警察官は死亡地の市区町村長に死亡の報告をしなければならないとされていることから、これを確認的に明らかにするとともに、報告に用いる様式を定めたものである。

旧規則第9条第1項においては、戸籍法第92条第1項に規定する「検視調書」として、死体見分調書又は多数死体見分調書を使用することとされていたが、この度、「本籍等不明死体調査書」を新たに定め、検証・実況見分、検視又は法に基づく調査のいずれを実施した死体であっても、戸籍法第92条第1項に基づく報告を行う場合には、本籍等不明死体調査書を作成し、これを戸籍法第92条第1項に規定する「検視調書」として、死亡報告書に添付することとした。

7 母の不明な死産児に係る通知（第8条関係）

死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）第9条において義務付けられている母の不明な死産児の届出について、確認的に明らかにするとともに、届出に用いる様式を定めたものであり、旧規則第10条第1項及び第3項に相当する。